

「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例	3

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（新株予約権証券、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、投資証券、外国株預託証券（外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）及び受益証券発行信託の受益証券（外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券を信託財産とするものをいう。）に限る。以下同じ。）を含む。第8条第1項、第53条及び第54条を除き以下同じ。）</p> <p>午前立会は、午前9時から<u>11時30分</u>までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 転換社債型新株予約権付社債券</p> <p>午前立会は、午前9時から<u>11時30分</u>までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（新株予約権証券、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、投資証券、外国株預託証券（外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）及び受益証券発行信託の受益証券（外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券を信託財産とするものをいう。）に限る。以下同じ。）を含む。第8条第1項、第53条及び第54条を除き以下同じ。）</p> <p>午前立会は、午前9時から<u>11時</u>までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 転換社債型新株予約権付社債券</p> <p>午前立会は、午前9時から<u>11時</u>までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。</p> <p>2 (略)</p>
付 則	
<p>1 この改正規定は平成23年5月9日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと本所が認める場</p>	

合には、平成23年5月9日以後の本所が定める日から施行する。

立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(単一銘柄取引の売買)</p> <p>第7条 単一銘柄取引の取引時間は、次の各号に定める時間とする。ただし、本所が必要と認めるときは、あらかじめその旨を正会員に通知のうえ、取引時間を臨時に変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>午前11時30分</u>から午後0時30分まで</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成23年5月9日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当できないと本所が認める場合には、平成23年5月9日以後の本所が定める日から施行する。</p>	<p>(単一銘柄取引の売買)</p> <p>第7条 単一銘柄取引の取引時間は、次の各号に定める時間とする。ただし、本所が必要と認めるときは、あらかじめその旨を正会員に通知のうえ、取引時間を臨時に変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>午前11時</u>から午後0時30分まで</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>